

●香川県告示第555号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成21年12月15日

香川県知事 真 鋼 武 紀

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
21-6	平成21年12月5日から 平成24年12月4日まで	太田病院	東かがわ市三本松1758
21-7	平成21年12月5日から 平成24年12月4日まで	香川大学医学部附属病院	木田郡三木町池戸1750-1
21-8	平成21年12月5日から 平成24年12月4日まで	香川労災病院	丸亀市城東町3丁目3番1号